c　次号から第４号までに掲げる額の合算額
d　第28条の３第１号算式の符号Ａの算式の符号ｄに同じ。
e　第28条の３第１号算式の符号Ａの算式の符号ｅに同じ。
Ｂ　符号Ａの算式の符号ａに同じ。
Ｃ　符号Ａの算式の符号ｂに同じ。

三　前年度における令和八年改正前の省令附則第十四条の三第一号の額の過大算定額又は過少算定額
　前年度分過大過小額（㈠に定める額から㈡に定める額を控除した額をいう。以下この条において同じ。）から前年度分過大過少額の三分の二に相当する額（千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）を控除した額とする。
㈠　次の算式によつて算定した額
　算式
　Ｄ×0.75＋Ｅ
　算式の符号
　Ｄ　第28条の３第２号算式の符号Ｄに同じ。
　Ｅ　令和７年度減収補填債のうち特別法人事業譲与税に係るものの額の100分の75に相当する額
㈡　令和八年改正前の省令附則第十四条の三第一号の額

三　令和八年改正前の省令附則第十四条の三第二号の規定の適用を受けた都道府県における同号に定める前年度分過大過少額から控除された額の二分の一に相当する額（千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）を当該控除された額から控除して得た額

四　令和八年改正前の省令附則第十四条の三第三号の規定の適用を受けた都道府県における同号により控除された額

（地方特例交付金の基準額の算定方法）

第十四条の八　地方特例交付金の基準額は、当該年度の当該都道府県の地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（以下「地方特例交付金法」という。）第二条に規定する個人住民税減収補填特例交付金の額に〇・七五を乗じて得た額、軽油引取税減収補填特例交付金の額に〇・七五を乗じて得た額、自動車税減収補填特例交付金の額に〇・七五を乗じて得た額及び地方揮発油譲与税減収補填特例交付金の額の合算額とする。

（市町村民税の所得割に係る基準財政収入額の算定方法の特例）

第十四条の九　法附則第七条の二第二項第一号に規定する総務省令で定めるところにより算定した額は、次の算式により算定した額とする。

算式

｛159,800円×α｝×Ａ＋Ｂ－Ｃ－Ｄ－Ｅ｝×0.991－Ｆ＋Ｇ

159,800円×αに円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、（159,800円×α）×Ａ及び｛（159,800円×α）×Ａ＋Ｂ－Ｃ－Ｄ－Ｅ｝×0.991に千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

二　前年度における令和七年改正前の省令附則第十四条の二第一号の過大算定額又は過少算定額
　前年度における令和七年改正前の省令附則第十四条の二第一号の過大過少額（次の算式により算定した額をいう。以下この条において同じ。）から前年度における同号の過大過少額の三分の二に相当する額（千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）を控除した額
　算式
　Ａ×0.75＋Ｂ－Ｃ
　算式の符号
　Ａ　前年度の５月、８月、11月及び２月に譲与された特別法人事業譲与税の額の合算額
　Ｂ　令和６年度減収補填債のうち特別法人事業譲与税に係るものの額の100分の75に相当する額
　Ｃ　前年度における令和７年改正前の省令附則第14条の２第１号の額

三　令和七年改正前の省令附則第十四条の二第二号の規定の適用を受けた都道府県における同号に定める前年度分過大過少額から控除された額の二分の一に相当する額（千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）を当該控除された額から控除して得た額

四　令和七年改正前の省令附則第十四条の二第三号の規定の適用を受けた都道府県における同号により控除された額

（地方特例交付金の基準額の算定方法）

第十四条の八　地方特例交付金の基準額は、当該年度の当該都道府県の地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律第二条に規定する地方特例交付金（以下「地方特例交付金」という。）の額に〇・七五を乗じて得た額とする。

（市町村民税の所得割に係る基準財政収入額の算定方法の特例）

第十四条の九　法附則第七条の二第二項第一号に規定する総務省令で定めるところにより算定した額は、次の算式により算定した額とする。

算式

｛166,200円×α｝×Ａ＋Ｂ－Ｃ－Ｄ－Ｅ｝×0.991－Ｆ－Ｇ＋Ｈ

166,200円×αに円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、（166,200円×α）×Ａ及び｛（166,200円×α）×Ａ＋Ｂ－Ｃ－Ｄ－Ｅ｝×0.991に千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号